

スーダン

平成 19 年 1 月

南北包括和平合意(CPA)署名 2005年1月9日

移行準備期間:
6か月

7月9日 統一暫定政府樹立
大統領(北部出身)
第一副大統領(南部出身)
副大統領(北部出身)

移行期間開始 2005年7月から6年間

2005年9月20日
統一内閣発表

2006年3月通(9か月目)
スーダン人民解放軍、南部への撤退
(8月現在、撤退未了)

2007年7月通(2年目)
政府軍、北部への撤退

2008年~9年(4年目)
大統領選挙実施
中央・地方の総選挙実施

2010年12月通(5年6か月目)
南部で南部独立を問う住民投票実施

南部が分離・独立?
2011年7月通(6年目)

国土: 250万km²
(日本の約7倍、
アフリカ大陸最大、9カ国に隣接)
人口: 約3,500万人(南部地域には約750万人)
アラブ系: 60%(イスラム教徒)
アフリカ系: 40%(キリスト教徒及び
伝統宗教(アニミズム))
首都: ハルツーム(Khartoum)
主要産業: 農業、畜産、石油中心の鉱業
(産油量は年内に50万B/Dを目標)
GDP(1人当たり): 570米ドル
政権: 05年9月、与党国民会議党(NCP)
とスーダン人民解放運動(SPLM)による
国民統一政府(GONU)発足。
CPAはスーダン全体の和平の基礎。

東部問題

- 開発の遅れ及び貧困状況を放置した政府に対し、現地部族(ベジャ等)が反政府勢力を組織、2005年11月以降、活動活性化。
- 2006年11月、エリトリアの仲介によりスーダン政府と反政府勢力同盟(東部戦線: East Front)の間で和平合意(ESPA)署名。

南 < 価値 >
1983年から20年余にわたる南北内戦の結果、難民50万人及び国内避難民380万人が発生。
2005年1月にスーダン政府(北)とSPLM(南)との間で包括和平合意(CPA)署名。
2006年11月、マラカレで旧南北両勢力間で武力衝突発生、国連によれば150名死亡。

北 < 課題 >
CPAの履行は遅延。アビエ地域等の暫定統治地域の帰属問題や石油収入の均等配分問題の解決が課題。NCP・SPLM間の信頼醸成が重要。

和 < 国際社会の対応及び我が国の取組 >
2005年4月オーストラリア支援国会合にて、ドナーは総額4.5億ドルの支援表明。
我が国は「当面1億ドルの支援」を表明(現時点まで約1.5億ドルを表明、実施)
南部スーダンに国連スーダン・ミッション(UNMIS)を展開し、和平合意を支援。
我が国は物資協力及び人員派遣を実施。

平

ダルフール情勢

平成 19 年 1 月

< 価値 >

- 水と放牧地を巡る部族紛争を放置した政府に対し、アフリカ系住民(フル族、ザガワ部族等)が反政府勢力を組織して対抗
- 03年以降、紛争が激化。特に、アラブ系民兵(ジャンジャウィド)のアフリカ系住民への襲撃により、現在、難民20万人及び国内避難民180万人が発生
- 04年4月、チャドの仲介により停戦合意成立。AUは停戦監視等のため部隊(AMIS AU Mission in Sudan)の派遣を決定するとともに、交渉仲介を引継ぎ
- 06年5月、ダルフールと平和合意(DPA)署名。しかし、多数派部族(フル族)の支持が欠き、非署名派の武装闘争を誘発し、人道・治安状況は悪化。
- 06年8月、国連安保理はダルフールへの国連PKO展開を規定する決議1706を採択したが、スーダン政府はこれを拒否(SPLMは国連PKO展開を支持)。
- 06年11月、国連AU、スーダン政府は、共同部隊の展開につき原則合意(特別代表: 指揮権・規模につき調整中)。AMISのマンデートは2007年6月末まで延長。

< 課題 >

- 有効な停戦メカニズムの確立
- DPA非署名派の取り込み
- 国連によるAU支援の早期実施
- 国連・AU共同展開部隊に関する国際的合意の形成
- ジャンジャウィドの武装解除
- 人道状況の改善
- スーダン・チャド関係の改善

【ダルフール地域の地理と主要部族の分布】

主な反政府勢力(DPA署名時)

スーダン解放運動
(SPLM - Sudan Liberation Movement)
ミナウィ派
DPAに署名
(ミニ・ミニウィ氏: ザガワ部族)

スーダン解放運動
(SPLM - Sudan Liberation Movement)
ヌール派
DPAの署名拒否
(アブドゥラヒド・ヌール氏: フル部族)

正義と公正運動
(JFM - Justice and Equality Movement)
DPAの署名拒否
(ハリレイブ・イブラヒム氏: ザガワ部族)

スーダン国民統一政府

バシール大統領
DPAに署名
ダルフールにおける
国連PKO展開を拒否

支援

ムーサー・ヒラルル
(安保理決議の制裁対象)
北ダルフール州の
アラブ系マハーミード部族
(ルザイガト部族の支族)

< 我が国の取組 >

人道支援: これまで総額約6.620万ドル
(国際機関・NGOを通じ、食糧、給水、医療、難民保護、地雷除去等の分野)
AU支援: これまで総額約1.370万ドル
(AMISの活動、和平交渉、AU人遣り事業支援等)

< ダルフール関連の主な安保理決議 >

- アラブ系民兵の武装解除や責任者の処罰を要請(決議1556)
- ダルフール当事者への武器禁輸(決議1564)
- 「制裁委員会」の指定する個人に対する渡航禁止措置及び資産凍結措置(決議1591)
- ダルフールの国際人道法・国際人権法の重大な違反事案を国際刑事裁判所に付託(決議1593)
- 南部展開中のUNMISのダルフールへの展開拡大、AMISの支援強化を決定(決議1706)